

# 環境省石綿飛散防止小委員会ヒアリング資料

平成30年12月13日(木)

公益社団法人全国解体工事業団体連合会

[報告者:専務理事 出野政雄]

注)本資料における現状報告に関する部分は、当連合会の技術安全委員会及び代表的な会員企業からのヒアリング等をまとめたものである。

# 団体概要

- ①団体名 公益社団法人全国解体工事業団体連合会(H5設立・H25移行)
- ②会員数 41都道府県団体(約1,600社)
- ③代表者 井上尚(一般社団法人山形県解体工事業協会)
- ④組織率 推定5~10%程度(分母=解体工事業許可業者約3万社・登録業者約1万社、内専業者1~2%、土木・建築・とび土工工事業・廃棄物処理業等との兼業が多い、売上高解体工事割合が50%以上の業者は半数以下と推定される)
- ⑤目的 解体工事の適正な施工の確保、解体工事業者の資質の向上、解体工事業の健全な発達、他
- ⑥主な事業(人数は平成29年度実績)
  - イ 国土交通大臣登録試験(解体工事施工技士試験:受験者約2,500人)
  - ロ 国土交通大臣登録講習(解体工事施工技術講習:受講者約1,100人)  
(登録解体工事講習:受講者約5,000人)
  - ハ 解体工事施工技士登録更新講習(受講者約900人)
- (参考)・各講習において石綿関係(石綿則、大防法、廃掃法等)の科目を講義
  - ・基本事項はテキスト、最新情報は資料集(年間2種類作成)に収録し配布(除;登録解体工事講習)
  - ・テキスト及び資料集は、毎年改訂
  - ・資料集は、正会員企業約1,600社にも毎年配布
- ⑦主な課題(順不同)
  - イ 解体工事業の明確化(解体工事業、建築工事業、土木工事業、他の専門工事業、解体工事業登録)
  - ロ 国家資格制度の整備(解体工事施工(管理)技士)
  - ハ 組織率の向上
  - ニ その他(施工管理能力、分離発注(元請受注)、人材確保、社会貢献、etc.)

# (1) 解体工事工程における特定建築材料(石綿含有建材レベル1、2)除去の基本工程

## 解体工事の基本工程(建設リサイクル法施行規則第2条)に対応した措置

- ①対象建築物等に関する事前調査 ⇒ 石綿含有建材の有無の調査
  - ・書面、目視調査(自己調査)
  - ・分析調査(委託調査)
- ②分別解体・再資源化等の計画 ⇒ 石綿含有建材の除去作業計画の策定
  - ・発注者説明・工事請負契約
  - ・届出(建設リサイクル法、安衛法、石綿則、大防法等)
  - ・掲示(石綿則、大防法等)
  - ・作業基準(石綿則、大防法等)
  - ・廃棄物の処理(廃棄物処理法)
- ③解体施工前の事前措置 ⇒ 石綿含有建材の除去
  - ・解体施工を中断し、①②③を再度実施
- ④解体施工 ⇒ 解体施工中の石綿含有可能性建材の発覚
- ⑤再資源化等完了報告 ⇒ (特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)の再資源化等の完了について、受注者(元請)が発注者に報告

石綿含有建材の除去完了及び処理完了に関する報告制度はない！

## (2) 特定建築材料除去についての発注者・元請負業者の認識・対応の現状

### ①発注者(元請業者)からの設計図書等の提供

- 約50%の割合で提供がある。管理がよくない建築物等では設計図書等が保存されていない。
- 設計図書等の保存・提供があっても特定建築材料の種類・使用箇所等に関する詳細な記載は多くない。実施工との齟齬も少なくない。

### ②発注者の特定建築材料除去の工程及び費用に係る理解・協力

- 理解・協力はかなり向上してきた。
- 経済性ファーストの発注者も依然として少なからず存在する。
- 特に、石綿含有吹付け仕上げ材については、理解・協力が得られにくい。

### ③発注者に対する事前調査結果の説明・記録

- 事前調査を実施すれば、その結果の発注者への説明・記録は必然的。
- 解体工事の元請負業者のほとんどは、事前調査を実施している。
- 発注者へ説明し理解を得なければ、契約・受注は不可能。
- 説明を受けた発注者が、予算不足等のため解体工事発注を延期する場合もある。

### ④発注者による届出

- 施工者が書類を作成し、発注者の確認を得た上で、発注者の届出を持参することが多い。
- 施工者が、安衛法・石綿則の届出と併せて、大防法の届出も持参することが多い。
- 発注者が自ら書類作成・届出を行うことは困難。
- 発注者の届出義務は、石綿の有害性の理解及び費用負担の意識向上には効果あり。

### ⑤発注者への除去完了報告

- 事前調査結果の説明を行えば、除去完了報告も必然的に行う。
- 発注者の知識・意識は高くないので、報告は形式的になりやすい。
- 法的義務はないので省略されることも少なくない。

### (3) 特定建築材料除去の事前調査及び完了確認の実施者

	レベル1	レベル2	レベル3
事前調査の実施者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 書面・目視調査は自社</li> <li>(担当者の資格)</li> <li>石綿作業主任者(多)</li> <li>アスベスト診断士(少)</li> <li>石綿含有建材調査者(極少)</li> <li>特管産廃管理責任者(極少)</li> <li>・分析調査は専門機関に委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 書面・目視調査は自社</li> <li>(担当者の資格)</li> <li>石綿作業主任者(多)</li> <li>アスベスト診断士(少)</li> <li>石綿含有建材調査者(極少)</li> <li>特管産廃管理責任者(極少)</li> <li>・分析調査は専門機関に委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 書面・目視調査は自社</li> <li>(担当者の資格)</li> <li>石綿作業主任者(多)</li> <li>アスベスト診断士(少)</li> <li>石綿含有建材調査者(極少)</li> <li>・分析調査は専門機関に委託</li> </ul>
除去作業の実施者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 自社施工は少数</li> <li>* 専門業者委託が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 自社施工が多い</li> <li>* 専門業者委託もある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 自社施工が多い</li> <li>* 専門業者委託は殆どない</li> </ul>
完了確認の実施者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社施工は自社で確認</li> <li>・委託施工は自社立合で確認</li> <li>・現場責任者が立会</li> <li>・資格は不問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社施工は自社で確認</li> <li>・委託施工は自社立合で確認</li> <li>・現場責任者が立会</li> <li>・資格は不問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社施工は自社で確認</li> <li>・委託施工は自社立合で確認</li> <li>・現場責任者が立会</li> <li>・資格は不問</li> </ul>

## (4) 特定建築材料除去についての下請負業者に対する情報伝達、指導・教育

### ① 情報伝達

➤ 発注者・元請負業者等から提供された設計図書等の伝達

⇒ 入手した資料はすべて伝達

➤ 書面・目視・分析調査結果の伝達

⇒ 入手した資料はすべて伝達

➤ 関係法令等の情報の伝達

⇒ 知り得た情報はすべて伝達

注) 再下請以下(重層下請負)の業者への情報伝達については確認不足の場合があり得る。

### ② 指導・教育

➤ 石綿関係の研修・講習の実施

⇒ 特別教育は通常は各社で実施、石綿作業主任者技能講習は登録機関で受講

⇒ 石綿除去専門業者の場合は関与せず

## (5)完了確認を行政等の第三者が行う場合の問題点等

- ①完了確認の定義 ⇒ 除去完了の基準が必要(100%除去は困難)
- ②完了確認の実施者 ⇒ ある程度の専門知識が必要(資格等)
- ③完了確認の所要時間 ⇒ 標準時間の設定が必要 (作業工程に影響)
- ④完了確認の公的制度 ⇒ 完了報告書・完了確認書等の制度が必要(法的効果)
- ⑤完了確認後の是正 ⇒ 再施工等の強制力が必要(措置命令・罰則等)

## (6) レベル3(成形版等)が大防法のレベル1・2と同じ規制となった場合の問題点

- (1) 発注者
  - ・届出義務の負担が増大
  - ・不知又は不届出に対する責任が増大
  
- (2) 施工者
  - ・発注者が行う届出、報告等に関し、発注者への確認作業等の対応が増加
  - ・発注者への説明、掲示板設置等の業務が増加
  - ・周辺住民の過剰反応への対応が増加
  - \* 建設リサイクル法等との連携・統合等及びネット利用等の簡便な届出制度が整備されれば、大きな負担にはならない。
  
- (3) 行政
  - ・届出、報告等の事務量の増加
  - ・人材育成、人員増強
  - ・指導監督業務の増大
  - ・事務経費の増大
  - ・建設リサイクル法、安衛法、石綿則等との連携・統合の推進

### \* 解体工事業界のスタンス

⇒規制に対応した適切な費用さえ確保できれば、規制強化に敢えて反対はしない。  
(優良業者は対応可能、不良不適格業者の排除に効果あり)